

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部運転免許課
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>道路交通法等の一部改正により、やむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に係る運転免許試験手数料の新設等に伴う、関係手数料額の改定</p> <p>1 失効免許に係る運転免許試験</p> <p>公安委員会がやむを得ないと認める事情(運転者管理システムの障害等)により、運転免許の更新を受けることができなかった場合の運転免許試験手数料及び当該試験に係る免許証交付手数料が新設された。</p> <p style="text-align: right;">試験手数料 800 円 上記試験に係る免許証交付手数料 1,700 円</p> <p>2 失効免許に係る運転経歴証明書</p> <p>運転経歴証明書の申請ができる者は、申請により有効な運転免許の取消を受けた者とされていたが、道路交通法等の改正により、免許証の更新を受けなかった者についても、運転経歴証明書の申請が可能となったことから、当該申請に係る手数料が新設された。</p> <p style="text-align: right;">運転経歴証明書交付手数料 1,100 円</p> <p>3 運転免許証の再交付</p> <p>免許証の再交付は、亡失・汚損した場合のみ再交付が可能であったが、道路交通法等の改正により、免許証の記載事項を変更した場合や免許写真の変更を希望する場合等にも再交付申請が可能となるとともに、当該申請に係る手数料が減額された。</p> <p style="text-align: right;">運転免許証再交付手数料 2,250 円(1,250 円の減額)</p>	
施行日	令和元年 12 月 1 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	